

令和3年6月30日

保護者の皆様

中津川市立福岡小学校
校長 中村 行雄

「まん延防止等重点措置区域」指定解除後の教育活動等について

初夏の候、保護者の皆様には日頃より本校の教育活動及び感染症対策にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、6月20日（日）をもって岐阜県の「まん延防止等重点措置区域」の指定が解除されました。しかし、引き続き、感染症対策への警戒を緩めることができない状況であることから、岐阜県教育委員会の通知を受け下記のとおり対応していきます。

つきましては、ご理解とご協力をお願いします。

記

1 校内でのマスクの着用の徹底

○校内ではマスク着用を徹底します。やむを得ず外す場合は、人との十分な距離（2m）を確保し、できる限り短時間にするとともに、飛沫が飛散しないように会話の自粛を徹底します。

※ただし、以下の場合はマスクを外します。

- ・登下校中に周辺に他者がいない場合
- ・屋外の活動で人との距離が十分確保できる場合
- ・体調に異変を感じた場合

2 感染リスクの高い活動の回避

○以下の活動は短時間（10分以内を目安）にするなどの措置を講じて実施します。

- ・「児童が長時間、近距離で対話形式となるグループ活動等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」などの感染のリスクが高い教科等の活動
- ・体育の「児童が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

○音楽等の合唱は、原則マスクを着用して実施します。ただし、息苦しくなる場合は十分な距離（最低2m）を確保してマスクを外して行うことも可能とします。屋外で十分な距離（最低2m）を確保して全員が一方向を向いて合唱する場合は、マスクを着用しないで行うことも可能とします。

○リコーダーや鍵盤ハーモニカを演奏する時には、人との十分な距離（2m程度）を確保します。専用のハンカチ等を準備し、つば抜きを頻繁にして床に垂れないようにします。

○外部から講師を招く際には、過去2週間の「健康チェックカード」の提出を依頼します。

3 感染等が疑われる場合の対応

○以下の場合は学校へ必ず連絡をお願いします。

	状況	児童の対応
A	本人が濃厚接触者となった	自宅待機（期間：保健所が指定する期間（14日間が目安））
B	本人に発熱等の症状がある（*1）	自宅待機（期間：症状がなくなってから一定期間を経る迄の期間（症状消失後48～72時間が望ましいが医師の指示を得ること））

C	本人がPCR等ウイルス検査を受検することになった(上記A以外の場合)	自宅待機(期間:受検理由により異なる(保健所の指示により受検して陰性であった場合は、保健所から自宅待機継続の要否について指示を得ること))
D	同居の家族など児童と一定の接触がある者が、当該家族等以外の陽性者の濃厚接触者となった	自宅待機(期間:濃厚接触者となった者のPCR等ウイルス検査の陰性が判明するまで)
E	同居の家族など児童と一定の接触がある者に、発熱等の症状がある(*2)	自宅待機(期間:発熱等の症状がある者の症状がなくなる迄の期間(症状がある者のPCR等ウイルス検査の要否を確認すること))
F	同居の家族など児童と一定の接触がある者が、PCR等ウイルス検査を受検することになった(上記D以外の場合)(*3)	状況により個別に判断(*3・4)

- (*1)「発熱等の症状が明らかに基礎疾患等に起因する」と医師が判断した場合は、原則として自宅待機は不要となります。
- (*2)「発熱等の症状が明らかに基礎疾患等に起因する」と医師が判断した場合、「新型コロナワクチン接種後3日間程度の発熱」は原則として自宅待機は不要となります。
- (*3)「手術のためのPCR等ウイルス検査や定期的なPCR等ウイルス検査等の形式的なPCR等ウイルス検査」については原則として自宅待機は不要となります。
- (*4)濃厚接触者でなくても、保健所の指示によりPCR等ウイルス検査等を受検する場合は自宅待機となります。保健所の指示でない場合は、体調に問題がなければ、原則として自宅待機は不要となります。

4 新型コロナワクチン接種について

- ワクチン接種による発症予防効果は高いものの100%ではないため、接種後も基本的な感染防止対策を継続します。
- ワクチンの効果や副反応などの理解を深め、接種を進める必要はありますが、接種はあくまでも本人や保護者の希望に基づいて行われるものです。接種を希望しない者に対する偏見や差別等のハラスメントが起こらないように指導をします。
- 授業日にワクチン接種をする際の出席停止等の取扱いは以下の通りとなりますので、学校への連絡をお願いします。

状況	取扱い
児童がワクチン接種を受ける場合	接種の期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等には、校長の判断により、出席停止とすることができます。
児童が接種後に発熱等の風邪症状が出た場合	学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止とすることができます。(その他の症状があった場合も、状況を聴取したうえで適切に判断します。)

5 家庭での感染防止対策の徹底のお願い

- 日常生活における基本的な感染防止対策(3密回避・マスク着用・手指消毒(十分な手洗い)等)の徹底をお願いします。
- カラオケや屋外(自宅庭等も含む)でのバーベキュー、同居家族以外の会食等の回避をお願いします。
- 県外、特に「緊急事態措置・まん延防止等重点措置」の適用地域への不要不急の外出は控えるようお願いします。
- 特に心配な症状(高熱、味や臭いを感じない)がある場合は、速やかにその旨を学校へ連絡するとともに、医療機関を受診するようお願いします。